

地区別申告相談を実施します

所得税・住民税の申告は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に収入があり、令和8年1月1日現在、小平町に住所のある人がしなければなりません。

また、その年中に収入のない人でも、国民健康保険税の算定や軽減、国民年金保険料の減額・免除申請、各種手当等の支給判定など、多くの公的手続きに必要な場合がありますので、住民税の申告が必要となります。

下記の日程で地区別申告相談を実施しますので、ぜひご利用ください。



地区		日程	時間	場所
達布地区		2月16日(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	達布活性化センター
臼谷地区		2月17日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	臼谷福社会館
鬼鹿地区	田代、元浜、千松、豊浜	2月18日(水)	9:30~12:00 13:00~16:00	多目的防災交流施設 「群来る」多目的ホール
	港町1、港町2	2月19日(木)		
	港町3、広富	2月20日(金)		
小平地区	末広、中央、真砂、高砂	2月24日(火)	9:30~12:00 13:00~16:00	文化交流センター 小ホール
	旭町、旭町3	2月25日(水)		
	旭町1、本町、大榎	2月26日(木)		
	新町、新町2	2月27日(金)		
本郷地区		3月2日(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	本郷地区集落センター

地区別申告相談に来られるときに持参していただくもの

- ☑ 収入金額や必要経費が確認できる書類
(給与、公的年金の源泉徴収票、毎月の収入の記録、経費の領収書など)
- ☑ 各種控除が確認できる書類
(健康保険料等の領収書、医療費控除の明細書 注3、国民年金保険料支払証明書または領収書、生命保険料・損害保険料(旧長期のみ)・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など)
- ☑ マイナンバーカード(個人番号カード)
※マイナンバーカード(個人番号カード)がない場合…通知カード+運転免許証、パスポートなど



注1…確定申告については、3月17日以降は役場で申告できませんので、直接税務署で申告することになります。また、申告義務があるにもかかわらず申告されなかった方は、令和8年度の各種証明書(所得証明、課税証明等)が発行できません。

注2…年金所得者で確定申告が不要の方でも、住民税で各種控除(医療費控除、生命保険料控除等)を受けられる場合は、住民税の申告が必要です。

注3…領収書の提出が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。様式については、下記までお問い合わせください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります)